

平成21年3月9日付け津市監査委員告示第1号公表分

白山総合支所

地域振興課（白山市民会館（当時））

監査の結果	<p>保証債務に係る状況について確認したところ、16件の貸付けについて、単純保証又は連帯保証のいずれの保証に付されているのかを確認することはできず、15件の貸付けに係る連帯保証債務については、連帯保証人への履行請求をしていなかったことから、保証債務に係る調査をはじめ、連帯保証人への交渉機会を増やし、必要に応じて、履行請求等実効性のある措置を講じられたい。</p> <p>さらに、滞納債権について遅延利子を徴収していないが、津市福祉資金の経過措置に関する条例第2条に基づき、合併前の白山町福祉資金貸付けに関する条例施行規則第6条の例により、遅延利子を徴収されたい。</p>
措置の内容	<p>保証債務の確認については、全ての収入未済案件につき連帯保証であることを確認した。また、平成30年度は市民部地域調整室が作成した「福祉資金回収業務に関する基本方針」に基づき、同室との連携を強化しながら、借受人及び連帯保証人に対する履行請求や従来実施していなかった実効性のある法的措置（訴え提起前の和解2件）を積極的に講じるなど、回収業務の取組を強化した。その結果、平成30年度の回収実績を前年度と比較すると、収納額については約2.97倍の約63万円を回収し、収納率については3ポイント増の約4.5パーセントとなり、取組強化策が一定の成果につながった。特に連帯保証人からの弁済については、履行請求した2件（4人）のうち1件（2人）で一括弁済がなされ、約34万円の代位弁済がなされた。</p> <p>遅延利子の徴収については、平成30年度に実施した法的措置（訴え提起前の和解）2件について、延滞金の支払義務（年10.75パーセント）を承認させるとともに、完済に向けた分割金の支払を怠った場合は、当然に期限の利益を喪失させ、償還金に延滞金を加算した債務を一括弁</p>

済しなければならない旨の条件を付す一方、債務者（2件のうち1件は利害関係人を含む。）の償還金に対する支払意欲を高めるため、償還金を期限の利益を喪失することなく完済したときは、延滞金の支払義務を免除する旨の条件を付し、これらの和解を成立させ、現在分割金の支払が履行されている。このような取組は、回収の困難性が顕著になっている収入未済案件の償還金を回収する上で、一定の成果につながっている。